

エ・11・0（令和3年12月末）

人 少 第 1 6 5 号
令 和 3 年 8 月 2 3 日

関 係 所 属 長 殿

人 身 安 全 少 年 課 長

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部の
施行に伴う下位法令の改正について（通知）

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第45号。）については、一部の規定が本年8月26日から施行されるところ、同年8月13日、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第230号。以下「改正令」という。）及びストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則及び行方不明者発見活動に関する規則の一部を改正する規則（令和3年国家公安委員会規則第8号。以下「改正規則」という。）が公布され、同年8月26日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨、改正令及び改正規則の概要等については別添資料のとおりであるので、適切に対応願います。

記

添付資料

「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う下位法令の改正について（通達）」（令和3年8月13日付け警察庁丙生企発第84号）

（担当）

人身安全関連事案対策担当補佐

原議保存期間	30年(令和34年3月31日まで)
有効期間	一種(令和34年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙生企発第84号
令和3年8月13日
警察庁生活安全局長

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部の
施行に伴う下位法令の改正について (通達)

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第45号。以下「改正法」という。)については、一部の規定が本年8月26日(以下「施行日」という。)から施行されるところ、本日、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第230号。以下「改正令」という。別添1)及びストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則及び行方不明者発見活動に関する規則の一部を改正する規則(令和3年国家公安委員会規則第8号。以下「改正規則」という。別添2)が公布され、施行日から施行されることとなった。

今回の改正の趣旨、改正令及び改正規則の概要等については下記のとおりであるので、各都道府県警察にあつては、これを踏まえ、遺憾のないように運用されたい。

なお、この通達において、「法」とはストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)を、「新法」とは改正法の規定による改正後の法を、「令」とはストーカー行為等の規制等に関する法律施行令(平成12年政令第467号)を、「新令」とは改正令による改正後の令を、「規則」とはストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則(平成12年国家公安委員会規則第18号)を、「新規則」とは改正規則による改正後の規則をいう。

記

第1 趣旨

本件は、改正法の第2条(同条第1項の改正規定を除く。)、第3条(見出しを含む。)及び第4条第1項の改正規定、第5条の改正規定並びに第19

条第2項の改正規定並びに附則第4条及び第5条の規定の施行に伴い、令及び規則等について所要の改正を行うものである。

第2 改正令の概要

1 位置情報記録・送信装置の範囲

新法第2条第3項第1号の規定により、位置情報記録・送信装置について政令で定めることとされたことを受け、同号の政令で定める装置として、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第4項に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）として記録し、又はこれを送信する機能を有する装置を定めることとした（新令第1条）。

2 位置情報の取得方法

新法第2条第3項第1号の規定により、位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を取得する方法について政令で定めることとされたことを受け、政令で定める方法として、次に掲げる方法を定めることとした（新令第2条）。

- (1) 位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法
- (2) 位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法（当該電磁的記録を他の記録媒体に複製する方法を含む。）
- (3) 位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法（当該方法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供する役務を提供する者から当該役務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。）

3 その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為

新法第2条第3項第2号の規定により、相手方の承諾を得ないで、その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為について政令で定めることとされたことを受け、次に掲げる行為を定めることとし

た（新令第3条）。

- (1) 相手方の所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。
- (2) 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。
- (3) 相手方の移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車、同項第11号の3に規定する身体障害者用の車椅子又は道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第1条第1号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

第3 改正規則の概要

1 規則の一部改正（改正規則第1条関係）

(1) 命令等の送達に係る書類

新法第5条第11項の規定により、同条第1項又は第3項の規定による禁止命令等（以下「禁止命令等」という。）又は同条第9項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分（以下「禁止命令等有効期間延長処分」という。）については、国家公安委員会規則で定める書類を送達して行うこととされたことを受け、当該書類について、次の各号に掲げる区分に応じて規定することとした（新規則第10条）。

ア 禁止命令等 新規則別記様式第8号の禁止等命令書

イ 禁止命令等有効期間延長処分 新規則別記様式第9号の禁止命令等有効期間延長処分書

(2) 書類の送達

新法第5条第11項の規定により送達する書類は、交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）に送達することとした。ただし、交付送達により送達することができないやむを得ない事情があるときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所に送達することができることとした（新規則第11条）。

(3) 交付送達

ア 交付送達は、警察職員が、新規則第11条の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行うものとする。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができることとした（新規則第12条第1項）。

イ 次に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、送達を受けるべき者に書類を交付しないで当該書類を送達すべき差し迫った必要があるときは、交付送達は、新規則第12条第1項の規定による交付に代え、それぞれ次に掲げる行為により行うことができることとした（新規則第12条第2項）。

(ア) 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に会わない場合

相手方の使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付すること。

(イ) 書類の送達を受けるべき者その他(ア)に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合

送達すべき場所に書類を差し置くこと。

(4) 方面公安委員会が行う公示送達

新法第5条第12項の規定により、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合には、都道府県公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることができることとされたところ、令第5条の規定により方面公安委員会が行う禁止命令等又は延長処分に係る新法第5条第12項の規定による公示送達について、新法第5条第13項の規定による掲示は、当該方面公安委員会の掲示板において行うものとした（新規則第13条）。

(5) 様式の改正

施行規則の別記様式について、

- 「警告申出書」（規則別記様式第1号）及び「禁止命令等申出書」（規則別記様式第4号）については、位置情報無承諾取得等が規制の対象として追加されたことを受け、「位置情報無承諾取得等」の文字につき所要の追記を行うこととした

- 禁止命令等の送達に係る書類及び延長処分送達に係る書類については、本則における当該書類の規定順を踏まえ、それぞれ「禁止等命令書」（新規則別記様式第8号）及び「禁止命令等有効期間延長処分書」（新規則別記様式第9号）として新たに規定し直すこととした
- 「通知書」（規則別記様式第6号）、「禁止命令等有効期間延長処分申出書」（規則別記様式第7号）及び「通知書」（規則別記様式第9号）については、前記のとおり「禁止等命令書」（規則別記様式第5号）を削除することから、それぞれ「通知書」（新規則別記様式第5号）、「禁止命令等有効期間延長処分申出書」（新規則別記様式第6号）及び「通知書」（新規則別記様式第7号）として規定し直すこととした
- 「援助申出書」（規則別記様式第10号）については、規則第12条を新規則第14条としたことを受け、見出しを「別記様式第10号（第14条関係）」として規定し直すこととした
- 「警告申出書」（新規則別記様式第1号）、「禁止命令等申出書」（新規則別記様式第4号）、「禁止命令等有効期間延長処分申出書」（新規則別記様式第6号）及び「援助申出書」（新規則別記様式第10号）については、性別欄を削除することとした

などの改正を行った。

2 行方不明者発見活動に関する規則の一部改正（改正規則第2条関係）

行方不明者が届出人から新法第2条第3項に規定する位置情報無承諾取得等がされていた場合については、行方不明者の同意がある場合を除き、届出人に対する通知をしないこととした（改正規則による改正後の行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）第26条第2項第1号）。

3 附則関係（経過措置）

改正規則の施行の際、現に提出され又は交付されている規則に規定する様式による書面は、新規則に規定する様式による書面とみなすこととした（改正規則附則第2条）。

【本件担当】

警察庁生活安全局生活安全企画課

企画法制第一係

別記様式第1号（第1条関係）

その1	※受理年月日		※受理番号	
<p>警 告 申 出 書</p> <p>ストーカー行為等の規制等に関する法律第4条第1項の規定による警告を次のとおり求めます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">氏名及び住所</p>				
申 出 人	住 所	電話 () ー 番		
	居 所	電話 () ー 番		
	(ふりがな)			
	氏 名	(歳)		
つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をした者の住所、氏名、人相、体格、特徴、服装等				

その2

つきまとい等又は位置情報無承諾取得等の行為の態様及び目的と思われる事項	
その他参考事項	

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をした者の住所、氏名、人相、体格、特徴、服装等」欄に「住所」を記載しようとする場合であって、その者の住所が日本国内にないとき又は住所が知れないときは、居所を記載すること。
- 3 申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第2号（第2条関係）

その1

第 号
警 告 書
年 月 日
殿

印

警告を受ける者	住 所 等	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日

上記の者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律第4条第1項の規定により、下記のとおり警告する。

警 告 の 内 容	
-----------	--

その2

警告をする理由	
---------	--

記載要領

- 1 「住所等」欄には、住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を記載すること。
- 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第4号（第4条関係）

その1	※受理年月日	※受理番号	
<p>禁 止 命 令 等 申 出 書</p> <p>ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第1項又は第3項の規定による命令を次のとおり求めます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">氏名及び住所</p>			
申 出 人	住 所	電話 () ー 番	
	居 所	電話 () ー 番	
	(ふりがな)	-----	
	氏 名	(歳)	
つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をした者の住所、氏名、人相、体格、特徴、服装等			

その2

つきまとい等又は位置情報無承諾取得等の行為の態様及び目的と思われる事項	
その他参考事項	

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をした者の住所、氏名、人相、体格、特徴、服装等」欄に「住所」を記載しようとする場合であって、その者の住所が日本国内にないとき又は住所が知れないときは、居所を記載すること。
- 3 申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第5号（第5条関係）

第 号	
通 知 書	
住 所	年 月 日
殿	印
年 月 日に受理した禁止命令等の申出（禁止命令等申出書 受理番号 ）について、ストーカー行為等の規制等に関する法律第 5条第2項に規定する禁止命令等をしなかったので、同条第7項の規定によ り通知します。	
禁止命令等をし なかった理由	<input type="checkbox"/> 申出に係る法第3条の規定に違反する行為が認め られない。 <input type="checkbox"/> 申出に係る法第3条の規定に違反する行為をした 者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認め られない。 <input type="checkbox"/> 申出に係る法第3条の規定に違反する行為につい て が禁止命令 等をしている。 <input type="checkbox"/> その他
記載要領 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

その2

禁止命令等の有効期間の延長の処分を求める理由	
その他参考事項	

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「命令に係る法第3条の規定に違反する行為をした者の住所等及び氏名」欄には、その者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）及び氏名を記載すること。
- 3 申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第7号（第9条関係）

第 号	
通 知 書	
住 所	
年 月 日	
殿	
印	
<p>年 月 日に受理した禁止命令等の有効期間の延長の処分の申出（禁止命令等有効期間延長申出書受理番号 ）について、ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第9項に規定する禁止命令等の有効期間の延長の処分をしなかったため、同条第10項において準用する同条第7項の規定により通知します。</p>	
処分をしなかった理由	
<p>記載要領 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第8号（第10条関係）

その1

第 号

禁 止 等 命 令 書

年 月 日

殿

印

命令を受ける者	住 所 等	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日

上記の者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第1項の
第5条第3項の規定により、下記のとおり命令する。

命 令 の 内 容	法第5条第1項第1号に掲げる事項	
	法第5条第1項第2号に掲げる事項	
命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	

その2

命令をする理由	
---------	--

記載要領

- 1 「住所等」欄には、住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を記載すること。
- 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に 公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求ができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分があったことを知った日の翌日から6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は 公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、 公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第 9 号 (第10条関係)

その 1

第 号

禁止命令等有効期間延長処分書

年 月 日

殿

印

有効期間の延長の処分を受ける者	住 所 等	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日

上記の者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律第 5 条第 9 項の規定により、下記のとおり禁止命令等 (年 月 日付け号) の有効期間の延長の処分をする。

有効期間の延長の処分をする命令の内容	法第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる事項	
	法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項	
延長後の命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	

その2

有効期間の延長 の処分をする理 由	
-------------------------	--

記載要領

- 1 「住所等」欄には、住所（住所が日本国内にないとき又は当該住所が知れないときは居所）を記載すること。
- 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に 公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求ができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分があったことを知った日の翌日から6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は 公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、 公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第10号（第14条関係）

	※ 受理年月日		※ 受理番号	
<p>援 助 申 出 書</p> <p>ストーカー行為等の規制等に関する法律第7条第1項の規定による援助を受けたいので、次のとおり申し出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿 氏名及び住所</p>				
申 出 人	住所等	電話（ ） — 番		
	(ふりがな)			
	氏 名	(歳)		
し た 者 ス ト ー カ ー 行 為 等 を	住所等	電話（ ） — 番		
	(ふりがな)			
	氏 名	(歳)		
受 け たい 援 助 の 内 容	<p>1 被害防止交渉を円滑に行うための必要な事項の連絡</p> <p>2 ストーカー行為等に関する活動を行う場所の教示</p> <p>3 被害防止交渉に関する資材等明らかなるための措置</p> <p>4 被害の防止に資する物品の禁止等</p> <p>5 被害の防止に資する物品の禁止等</p> <p>6 被害の防止に資する物品の禁止等</p> <p>7 警告、禁止命令等</p> <p>8 を実施したことを自ら防止する</p> <p>9 その他（ ）</p>			
そ の 他 参 考 事 項				

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「住所等」欄には、住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を記載すること。
- 3 「受ける援助の内容」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 4 申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。